

紹介状のない患者さまについては 初診時・再診時に「選定療養費」※1がかかります

◆平成30年4月診療報酬改定によるお知らせ◆

鹿児島医療センターは地域医療支援病院として、地域の病院・診療所（以下「かかりつけ医」）からの紹介状を持参していただくことになっています。

《初診時》（医師が医学的に初診と判断した場合を含む）

紹介状を持参しなくても受診いただける診療科もございますが、この場合は下表のとおり初診日に、通常の診療費とは別に選定療養費をご負担いただきます。⇒①

《再診時》

本院からかかりつけ医への紹介を受けた患者さまが、かかりつけ医等の紹介状なしで再度受診された場合は下表のとおり再診日毎に通常の診療費とは別に選定療養費をご負担いただきます。⇒②

	①初診時	②再診時
医科	5,400円	2,700円
歯科	3,240円	1,620円

ただし、次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- 本院の他の診療科を受診中の場合（医科・歯科間については院内紹介した場合に限る）
- 緊急やむを得ない場合（救急患者、公費負担医療制度の受給対象者、HIV感染者）
- 特定健診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示があった場合
- 救急医療事業、周産期事業等における休日、夜間受診した場合
- 外来受診後そのまま入院となった場合
- 当院の治験協力者である場合
- 災害により被害を受けた場合
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

※1：「初診時・再診時選定療養費」とは、「初期の治療はかかりつけ医で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。